

青森市指定管理者選定評価委員会会議概要

- 1 開催日時 平成 30 年 7 月 12 日（木） 15 : 00～15 : 30
- 2 開催場所 青森市役所 第三庁舎 1 階 会議室
- 3 対象施設 青森市三内霊園、青森市八甲田霊園、青森市月見野霊園
青森市浪岡墓園
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（企画部理事次長事務取扱）
副委員長 山谷 直大（総務部理事次長事務取扱）
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
委員 荒内 隆浩（福祉部次長）
委員 岡山 幸司（都市整備部次長）
委員 佐々木 淳（教育委員会事務局理事次長事務取扱）
 - (2) 施設所管課 市民部生活安心課 課長 小倉 信三
主幹 渡邊 俊和
主査 船橋 尚史
主査 伊澤 晋治
浪岡事務所市民課 主幹 船水 秀樹
 - (3) 制度所管課 企画部企画調整課 主幹 高野 新
主査 小笠原 誉史

5 案 件 「指定管理者募集要項」に係る審査

6 会議概要

配布資料に基づき、施設所管課より、募集要項・仕様書・選定基準・責任区分等について説明。

(1) 審査結果

募集要項等については、指摘された事項を修正の上、募集手続きを進めることで全委員異議なく全会一致で了承された。

(2) 主な質疑内容

委員：募集要項の 7 応募資格の (2) に「青森市内に事務所等の活動拠点を有すること」とあるが、選定基準に「市内に本店を有する者」とあるので、合わせるべきではないか。

事務局：市内に本店があれば加点することになるだけで、特段問題はない。

委員：選定基準に「市内に本店と有する」とあるが「本店を」ではないのか。

所管課：修正する。

委員：選定基準において、2の「e. 施設管理計画」の配点が10点で、3の「d. 樹木管理業務への対応」の配点が15点となっている点について、仕様書では樹木管理も施設管理に含まれるため配点バランスが悪く、管理全体のうち6割が樹木管理となる。

よって、運営の方で無くなった20点を施設管理に加えて30点とし、施設管理計画を25点、樹木管理を5点とすれば配点のバランスが良くなるのではないか。

所管課：樹木管理を外に出したのは、運営の方から20点分の項目が無くなったことと、霊園では樹木管理に係る苦情が多いため、臨機の対応を運営に係る項目として考えたため。日常点検などの通常管理は施設管理計画として考えたもの。しかし、委員から提案があったとおり、バランスや表現がおかしい部分があったので修正する。

委員：責任分担表の中で「施設用備品その他器材等に係る簡易な修理、建物等の簡易な補修」について、指定管理者の方に丸印が付いているが、過去に包括外部監査で指摘された「予算の範囲内」という表現が無いので、その文言を追加し、予算を超えた場合は市と協議することとすべきではないか。

所管課：仕様書の4ページにある修繕に係る記載部分で、緊急修繕用として各年度30万円を予算限度とし、事前に市の承認を得ることとしている。

委員：他の所管課施設同様、丸印の下に「予算の範囲内」を追記すべきである。

所管課：修正する。

委員：配布された資料の中で、導入の適否の審査の際、今後の検討課題として、水道光熱費、汲み取り手数料も精算対象とするよう検討することとしていたが、所管課の説明より、精算対象にはしないという理解でよいか。

所管課：今回の募集のタイミングで精算にした方が良いと考えたが、過去三ヵ年平均値を用いて次の基準額を決めていることから、大幅な増減がないことを財政課とのやりとりで確認できたため、考え直し、精算対象とはしないこととした。

委員：基準額の内訳で光熱水費がこれまでより164万円多くなっている点について、これは過去の実績をもとに積算し直したもので、精算はしないという理解でよいか。

所管課：そのとおり。

委員：消耗品などが増えて、委託費が同額程度減っている点について、これは実績ベースで積算したという理解でよいか。

所管課：そのとおり。

委員：人件費が増加している点について、このことは、霊園に限らず、指定管理者制度導入施設全体の傾向として理解してよいか。

所管課：前は平成26年時点の単価をベースに積算したが、当時より単価がベースアップしている部分があるため、その分だけ増となっている。

委員：午前の会議で、全ての所管施設に関係のある事項として、応募資格誓約書に記載している応募資格は6項目だが、要項では10項目あるので、10項目全部書くべきではないかという指摘があった。6項目にしているのは、ほかの資格について、添付している書類で確認可能であると考えたためであるが、誓約書なので、全部書くこととした。事務局と打合せをして対応してほしい。

また、基本方針を改定し、事業計画と事業報告書の提出を明確化したところであるが、施設ごとに書き方が違ったので、事務局の指示に従い表現を修正すること。